第七十二条の四十一の三の見出し中「関係」を「関係等」に改め、同条に次の二項を加える。

２　道府県知事は、第七十二条の四十一第二項の規定による収入金額及び収入割額の決定と前条第二項の規定による決定をする場合には、これらの決定を併せてしなければならない。

３　道府県知事は、第七十二条の三十九第二項又は第七十二条の四十一第二項の規定による所得及び所得割額の決定と同項の規定による収入金額及び収入割額の決定をする場合には、これらの決定を併せてしなければならない。

第七十二条の四十五の二第一項中「収入割」を「収入割等」に改める。

第七十二条の四十八第一項中「同条第四項」を「同条第五項」に改め、同条第三項第二号イ中「電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）第二条第一項第二号に規定する小売電気事業（これに準ずるものとして総務省令で定めるものを含む。）」を「小売電気事業等」に改め、同号ハ中「電気事業法第二条第一項第十四号に規定する発電事業（第九項第二号において「発電事業」という。）（これに準ずるものとして総務省令で定めるものを含む。）」を「発電事業等」に改め、同条第九項第二号中「発電事業と」を「発電事業（電気事業法第二条第一項第十四号に規定する発電事業をいう。以下この号において同じ。）と」に改める。

第七十二条の五十第一項中「においては、第四項」を「には、第四項」に改め、同項ただし書中「においては」を「には」に改め、同条第二項中「においては」を「には」に改め、「から第七十九条まで、第八十一条」を削り、同条第四項中「においては」を「には」に改める。

第七十二条の七十一から第七十二条の七十五までを次のように改める。

（国税徴収法の例による事業税に係る滞納処分に関する虚偽の陳述の罪）

第七十二条の七十一　第七十二条の六十八第六項の場合において、国税徴収法第九十九条の二（同法第百九条第四項において準用する場合を含む。）の規定の例により道府県知事に対して陳述すべき事項について虚偽の陳述をした者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第七十二条の七十二から第七十二条の七十五まで　削除

第七十二条の七十六第一号中「第七十二条の二十四の七第七項」を「第七十二条の二十四の七第八項」に、「第三項」を「第四項」に改める。

第七十三条の十四第八項第二号中「第七十三条第一項第二十二号」を「第七十三条第一項第二十四号」に改め、同項第三号中「第二百五条第一項第二十二号」を「第二百五条第一項第二十四号」に改める。

第二章第四節第四款中第七十三条の三十八の次に次の一条を加える。

（国税徴収法の例による不動産取得税に係る滞納処分に関する虚偽の陳述の罪）

第七十三条の三十九　第七十三条の三十六第六項の場合において、国税徴収法第九十九条の二（同法第百九条第四項において準用する場合を含む。）の規定の例により道府県知事に対して陳述すべき事項について虚偽の陳述をした者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第七十四条の四第二項に次のただし書を加える。

ただし、一本当たりの重量が〇・七グラム未満の葉巻たばこの本数の算定については、当該葉巻たばこの一本をもつて紙巻たばこの〇・七本に換算するものとする。

第七十四条の六第三項を同条第四項とし、同条第二項中「前項の」を「第一項（第三号又は第四号に係る部分に限る。）の」に、「同項各号」を「同項第三号又は第四号」に、「前項各号」を「第一項第三号又は第四号」に、「提出しない場合には、適用しない」を「提出している場合に限り、適用する」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

２　前項（第一号又は第二号に係る部分に限る。）の規定は、卸売販売業者等が、同項第一号又は第二号に掲げる製造たばこの売渡し又は消費等について、第七十四条の十第一項又は第三項の規定による申告書に前項（第一号又は第二号に係る部分に限る。）の適用を受けようとする製造たばこに係るたばこ税額を記載し、かつ、総務省令で定めるところにより当該製造たばこの売渡し又は消費等が同項第一号又は第二号に掲げる製造たばこの売渡し又は消費等に該当することを証するに足りる書類を保存している場合に限り、適用する。

第七十四条の十第一項中「第七十四条の六第二項」を「第七十四条の六第三項」に改める。

第二章第五節第三款中第七十四条の二十九の次に次の一条を加える。

（国税徴収法の例によるたばこ税に係る滞納処分に関する虚偽の陳述の罪）

第七十四条の三十　第七十四条の二十七第六項の場合において、国税徴収法第九十九条の二（同法第百九条第四項において準用する場合を含む。）の規定の例により道府県知事に対して陳述すべき事項について虚偽の陳述をした者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第九十七条から第百二条までを次のように改める。

（国税徴収法の例によるゴルフ場利用税に係る滞納処分に関する虚偽の陳述の罪）

第九十七条　第九十四条第六項の場合において、国税徴収法第九十九条の二（同法第百九条第四項において準用する場合を含む。）の規定の例により道府県知事に対して陳述すべき事項について虚偽の陳述をした者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第九十八条から第百二条まで　削除

（国税徴収法の例による軽油引取税に係る滞納処分に関する虚偽の陳述の罪）

第百四十四条の五十四　第百四十四条の五十一第六項の場合において、国税徴収法第九十九条の二（同法第百九条第四項において準用する場合を含む。）の規定の例により道府県知事に対して陳述すべき事項について虚偽の陳述をした者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第百四十四条の五十五から第百四十四条の五十九まで　削除

第百四十九条第一項第四号イ(2)中「平成三十二年度以降」を「令和二年度以降」に、「平成三十二年度基準エネルギー消費効率」を「令和二年度基準エネルギー消費効率」に改め、同号ロ(2)並びに同項第五号イ(2)及びロ(2)中「平成三十二年度基準エネルギー消費効率」を「令和二年度基準エネルギー消費効率」に改め、同条第二項の表以外の部分中「平成三十二年度基準エネルギー消費効率」を「令和二年度基準エネルギー消費効率」に改め、同項の表第四号イ(2)の項中「平成三十二年度以降」を「令和二年度以降」に、「平成三十二年度基準エネルギー消費効率」を「令和二年度基準エネルギー消費効率」に改め、同表第四号ロ(2)の項中「平成三十二年度基準エネルギー消費効率」を「令和二年度基準エネルギー消費効率」に改める。

第百五十七条第一項第一号イ(2)及びロ(2)並びに第二号イ(2)及びロ(2)、第二項第一号ロ(2)及び第二号ロ(2)並びに第四項の表中「平成三十二年度基準エネルギー消費効率」を「令和二年度基準エネルギー消費効率」に改める。

第百七十七条の二から第百七十七条の五までを次のように改める。

（国税徴収法の例による環境性能割に係る滞納処分に関する虚偽の陳述の罪）

第百七十七条の二　第百七十五条第六項の場合において、国税徴収法第九十九条の二（同法第百九条第四項において準用する場合を含む。）の規定の例により道府県知事に対して陳述すべき事項について虚偽の陳述をした者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第百七十七条の三から第百七十七条の五まで　削除

第二章第八節第三款第三目中第百七十七条の二十三の次に次の一条を加える。

（国税徴収法の例による種別割に係る滞納処分に関する虚偽の陳述の罪）

第百七十七条の二十四　第百七十七条の二十一第六項の場合において、国税徴収法第九十九条の二（同法第百九条第四項において準用する場合を含む。）の規定の例により道府県知事に対して陳述すべき事項について虚偽の陳述をした者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第二百三条　第二百条第六項の場合において、国税徴収法第九十九条の二（同法第百九条第四項において準用する場合を含む。）の規定の例により道府県知事に対して陳述すべき事項について虚偽の陳述をした者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第二百四条から第二百五十八条まで　削除